平成２７年（フ）第１３４４号
福岡県春日市大谷９丁目40番地　シティパル春日セントレ125号
破産者　後藤　善和（旧姓宮崎）
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９２号
福岡県春日市宝町３丁目９番地　宝ビル306号
破産者　江口　晋弘
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４３１号
福岡市早良区早良７丁目８番７号、住民票上の住所福岡市早良区干隈３丁目29番25―2205号
破産者　熊家　　悟
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５３号
福岡県宗像市自由ヶ丘11丁目４番地14
破産者　花岡　　歩
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９０号
福岡市早良区原団地54番205号
破産者　飯塚　従治
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８号
沖縄県那覇市字上間295番地１　上間市街地住宅812
破産者　新垣　稲子
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２３７号
札幌市北区新琴似５条７丁目１番13号シャルムあをき新琴似303号室、住民票上の住所函館市白鳥町２番14号
破産者　杉森　健史
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８２号
福島市渡利字扇田２番地の３
破産者　横山　深雪
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３７号
福島県石川郡石川町高田77―１　山星林業株式会社石川事業所内、住民票上の住所福島県郡山市久留米五丁目188番地の１
破産者　星　　博夫
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
神奈川県鎌倉市鎌倉山２丁目１番５号
破産者　松本　文子（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５２号
横浜市鶴見区馬場３丁目７番１―107号
破産者　森住　栄子
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０６号
神奈川県鎌倉市鎌倉山２丁目１番５号
破産者　松本　　収
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９２号
横浜市都筑区勝田南２丁目２番24―101号
破産者　工藤　　仁
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００３号
横浜市保土ケ谷区川島町763番地16、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区坂本町237番地７ヴアンハウス上星川901号
破産者　小松　芳夫
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６６１号
北九州市小倉北区熊谷４丁目16番27号
破産者　プラントオートメーション株式会社
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０９号
（最後の住所）札幌市白石区北郷１条９丁目５番19号
破産者　亡荒澤良治相続財産
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５号
富山県高岡市丸の内４番１号
破産者　被相続人亡水上武雄相続財産
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４３６号
石川県白山市千代野東５丁目１番地１
破産者　千代野センター協同組合
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
長野市中御所111―５
破産者　株式会社Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ　Ｃｏｎｄｉｔｉｏｎｉｎｇ　Ｒｏｏｍ
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係